

令和3年2月8日
教育環境課

小学校全学年35人学級を見据えた普通教室確保の対応について

1 主旨

国において、先般、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、小学校の学級編成の標準を段階的に現行の40人（第一学年は35人）から35人に引き下げる方針が示された。

また、世田谷区では、地域によって児童数の増加が見込まれ、普通教室が不足することから、対応が必要な小学校については、普通教室を確保する増築・改修工事を行っているところである。

こうした状況を踏まえ、小学校全学年35人学級を見据えた普通教室確保について現在の検証状況について報告する。

2 検証状況

(1) クラス数のシミュレーション

国は、令和3年度から5年間かけて段階的に35人学級としていくこととしているが、世田谷区の場合は、平成24年度から法に基づく東京都の基準により、教員の加配を行い第2学年の35人学級を実施している。よって、令和4年度より1学年ずつ児童数の上限を引き下げることとなる。（令和4年度：第3学年、令和5年度：第4学年、令和6年度：第5学年、令和7年度：第6学年）

令和8年度までのクラス数のシミュレーションを実施した結果、35人学級に伴ってクラス数の増加が見込まれる小学校数は、61校中39校である。

（令和2年12月1日時点における児童推計に基づく）

(2) 対応が必要な学校の把握

普通教室確保に向けた大規模な改修設計・工事が必要な小学校は、39校中以下の13校が想定される。

対象校：桜小、上北沢小、中丸小、松丘小、城山小、東深沢小、桜町小、
等々力小、八幡山小、砧南小、山野小、千歳小、下北沢小

3 今後の対応

(1) 普通教室確保の整備

普通教室の確保に向けては、多目的室やその他転用可能な部屋を普通教室に転用することを基本とする。

なお、国では、学級編成の標準の引き下げに係る計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別な事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置するとしている。今後、国の通知等を踏まえながら、対応方法を検討する。

(2) 予算措置

今回の検証状況においては、令和4年度以降に設計・工事等を実施することを想定しているが、令和3年5月1日時点における推計によっては、令和3年度の補正予算により、対応を急ぐ場合も想定される。

